



平成20年4月から 後期高齢者医療制度が 始まります

「高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年6月成立）」の施行により、平成20年4月から、75歳以上の方（後期高齢者）を対象とする新しい医療制度が始まります。

被保険者

後期高齢者医療制度の対象となるのは、75歳以上のおよび65歳以上75歳未満で一定の障害のある方（申請して広域連合から認定を受けた方）です。被保険者のみなさんは、平成20年4月から保険料を納めていただくこととなります。

保険料の計算・徴収

保険料の計算は、埼玉県後

「ご相談ください」

埼玉県より、知的障害者相談員、身体障害者相談員として次の2名の方が委嘱されています。

知的障害者の方、身体に障害のある方の「ご相談」に応じます。

期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収は、町が行います。

保険料の計算

保険料は、被保険者一人ごとに計算されます。

保険料の内訳としては、均等割（被保険者全員が均等に負担する部分）と所得割（被保険者の所得に応じて負担する部分）にわかれます。（図1）

保険料の軽減措置

所得の低い方は、保険料のうち均等割の部分が軽減（7割、5割、2割）されます。

制度加入直前に健康保険組合、政府管掌健康保険、共済組合の被扶養者であった方の保険料については、平成20年

知的障害者相談員

丸崎 まさ江氏（細田山）

電話 721 8206

身体障害者相談員

岡田 哲和 氏（羽貫）

電話 721 1012

福祉課障害者福祉係内2121

4月から9月まで保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月まで保険料負担を9割軽減する特別対策が実施されます。

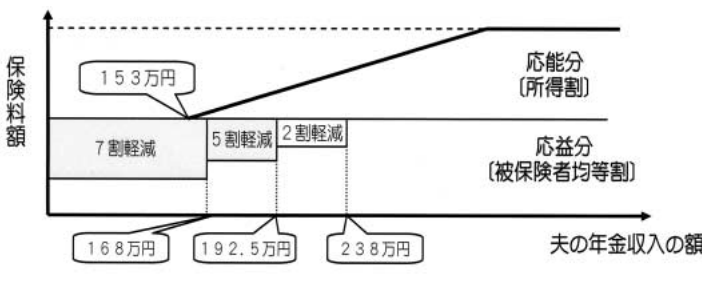
保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受給されている方は、保険料は原則として年金から天引きされます。（特別徴収）

それ以外の方は、町から送付される納付書（口座振替可）で納めていただきます。（普通徴収）

福祉課医療係内2128

図1 保険料の計算（夫婦世帯の例）



任期：平成19年12月1日～平成22年11月30日

番号	担当地区	氏名	電話番号
1	丸山	関田 誠一	721-2584
2	丸山・大山	市川 景一	721-0585
3	下郷	田中 孝夫	721-8246
4	下郷	島村 信夫	721-3844
5	綾瀬東	篠 孝子	722-5766
6	綾瀬南	森田 加代子	722-6938
7	綾瀬北	内海 由希子	721-3987
8	栄南	富所 正治	722-7353
9	栄南	相田 フサ	722-2079
10	栄中央	亀井 君子	721-4105
11	栄中央	大川 章江	721-4624
12	栄北	山口 良子	722-3221
13	栄北	野村 葉子	723-4474
14	栄北	川元 裕	721-4102
15	志久	古川 房恵	722-5353
16	志久	柳澤 紀代美	721-0834
17	南本	保科 日出子	722-1089

番号	担当地区	氏名	電話番号
18	南本	高山 幸子	721-2825
19	南本	大隅 好偉	722-1093
20	北本	赤地 能子	721-1418
21	北本	三國 フジエ	722-2140
22	北本	大内 房子	721-0679
23	小貝戸	澤田 典子	722-9300
24	小貝戸	関根 たまい	721-4497
25	小貝戸	柴崎 真理子	721-3896
26	中央	矢崎 廣江	721-2912
27	柴中荻	長島 文江	722-1375
28	柴中荻	岡田 弘則	722-2428
29	若榎	辻本 清二	721-5841
30	大針	内田 晶子	722-2240
31	大針	戸井田由紀江	721-2744
32	大針	押田 賢司	721-4660
33	大針	戸井田 相子	721-7756
34	大針	小野関 史江	722-8537

番号	担当地区	氏名	電話番号
35	細田山	山瀬 武夫	721-3741
36	細田山	大野 美津子	721-1523
37	羽貫	加藤 初江	728-0005
38	羽貫	大塚 彩子	728-0718
39	羽貫	加藤 洋子	721-3707
40	小針新宿	高村 益雄	728-5661
41	小針新宿	田口 キシ	728-0021
42	小針新宿	鳥海 光子	728-5528
43	小針新宿	近藤 春江	728-6003
44	小針内宿	加藤 衛	728-5601
45	小針内宿	高野 千恵子	728-1024
46	小針内宿	中原 敦子	728-9098
47	小針内宿	田口 美智子	728-8337
48	小針内宿	内田 弘子	728-5587
49	光ヶ丘	田中 敏光	728-6979
50	主任児童委員	加藤 玲子	728-0432
51	主任児童委員	岩村 春江	722-0949
52	主任児童委員	川本 登美江	723-3654

民生委員・児童委員さんが決まりました

福祉課総合福祉係内2125・2126

小学校通学区域の見直し

一部地域に選択制を導入

町では、通学区域の見直しを全体的に行い、図のとおり一部の地域に選択制を導入することになりました。

図1の地域

(大字大針、羽貫の一部)

指定校

小針北小学校

選択校

小針小学校

図2の地域

(大字小室、大針の一部)

指定校

小室小学校

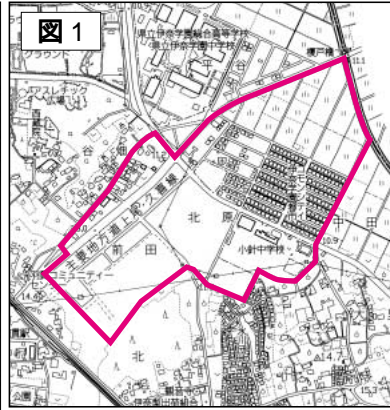
選択校

小針小学校

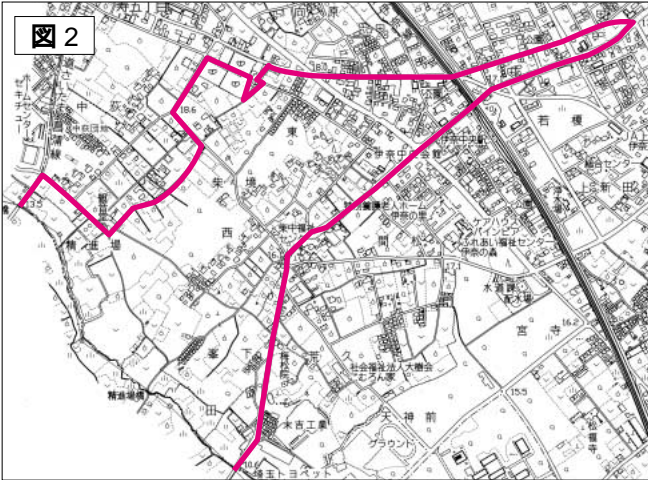
、ともに選択校への通学を希望される場合は、「選択校への通学希望申請書」の提出が必要になります。現在、対象となる地域に居住し、指定校に通学する現1年生から5年生までの児童は、「選択校への通学希望申請書」を提

出すことにより、選択校へ通学先を変更することができます。

図 学校教育課内2531、2532



凡例 選択区域



みなさんからの意見を募集します

町民コメント制度

「伊奈町墓地等の経営の許可等に関する条例(案)」「(県からの権限委譲)

「伊奈町ペット霊園の設置等に関する条例(案)」「町では、前述の2条例(案)を作成しました。このことについて町民のみなさんから広く意見を募集します。

公表の時期・意見募集期間

1月4日(金)～2月4日(月)まで

意見提出者の範囲

町内在住、在勤、在学の方、町内に事務所または事業所を有する方、および伊奈町に対して納税義務を有する方

公表場所

役場環境対策課での閲覧、および町ホームページに掲載
http://www.town.saitama-inal.jp
提出方法

住所、氏名、連絡先等を明記のうえ意見を添えて、役場1階住民相談室へ直接お持ちいただくか、郵便、ファックス、または電子メールで左記へお送りください。

あて先

〒362 8517 伊奈町大字小室9493番地 住民相談室

☎ 721 2137

・電子メール

soudan@town.saitama-inal.jp

内容等詳しくは、環境対策課内2253へお問い合わせください。

国民年金制度のあらまし Q & A

- Q 国民年金にはどんな人が加入するの
- A 国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。職業によって次の3つの種類(被保険者)に分けられます。
 - 第1号被保険者...学生、フリーアルバイト、自営業者など(第2号・第3号以外の方は収入にかかわらず第1号被保険者になります)
 - 第2号被保険者...会社員や公務員(厚生年金や共済組合に加入している人)
 - 第3号被保険者...第2号被保険者に扶養されている配偶者

- Q 年金って若いときにも関係あるの
- A 関係あります!国民年金は老後の年金だけでなく、病気やけがで障害が残ったときにも、障害基礎年金が支給されます。交通事故やけがなど、万が一のことはいつ自分の身に起こるかわかりません。そんなときに、生活の支えになるのが障害基礎年金です。また、一家の働き手が亡くなったとき、残された家族を支える遺族基礎年金もあります。

- Q 保険料はいくら・どうやって納めるの
- A 第1号被保険者の保険料は、1か月14,100円(平成19年度額)です。社会保険庁から納付書が送付されますので、金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。口座からの引き落としもできます。また、月々の保険料に400円をプラスして納めると、老齢基礎年金を少し増やすことのできる付加保険料の制度もあります。(注意)国民年金基金に加入している方は、付加保険料の申込みはできません。

- Q 収入がなくて保険料を納められない場合は
- A 学生であれば、在学中の保険料が後払いできる学生納付特例制度があります。学生でない方も保険料の免除や納付猶予を受けられる制度があります。いずれも前年所得による審査がありますが、納められないときはそのままにせず、ご相談ください。

☎ 住民課国民年金係内2117

東北・上越新幹線の夜間試験走行を行います



JR東日本では次の日程で夜間試験走行を行いますので、ご協力をお願いします。

走行日時(予定)

(東北新幹線・上り線)

2月13日(水)～14日(木)

午前2時30分～3時30分の間

(上越新幹線・下り線)

2月6日(水)～7日(木)/16日(土)～17日(日)

午前2時～3時の間

運転本数 各日1本

運転速度 時速約160km

☎ JR東日本大宮支社設備

部企画課 642 7423